

2. ようこそ赤ちゃん

1 妊娠がわかったら

1 妊娠届提出・母子健康手帳の交付・ぴよママ相談 ……………

医療機関で妊娠と診断されたら妊娠届を出しましょう。

このときに、安心して出産を迎えていただくために保健師が妊婦の方全員に面談をする「**ぴよママ相談**」を行います。

母子健康手帳と都内の契約医療機関で利用できる**妊婦健康診査票（14回分）**など、様々な保健サービスの案内が入った「**母と子の保健バッグ**」を差し上げます。

また、「**ぴよママ相談**」を受けた妊婦の方に、妊娠・出産・子育てにお役立ていただく「**ぴよママギフト**」（こども夢商品券）をお渡しします。

届出先 …各健康サポートセンター [P67]

2 ハローベビー教室（両親学級）・妊婦歯科健診 ……………

| 事業名 | 内 容 | お申込み先 |
|--------------------|---|--|
| ハローベビー教室 （両親学級） | 妊娠・出産についての知識やところがまえ、出産準備や赤ちゃんのお世話などについて、教室を開催しています。 2日コース（平日）、1日コース（土曜）をご用意しております。（2日コース、1日コースにつきましては、いずれかの 選択制 となっております。） ※2日コースの1日目と1日コースはパパも参加できます。 | 2日コース（平日） 受講希望の健康サポートセンター 1日コース（土曜） 区ホームページ上の申し込みフォーム、または往復はがき㊦ |
| 妊婦歯科健診 | 妊婦さんの歯と口の健康のために無料の歯科健診を実施しています。妊娠中1回受診できます。 | 区ホームページ上の区内指定医療機関に電話で予約 |

㊦ はがき申込先 〒102-0083 千代田区麴町4-3-29 VORT紀尾井坂6F

3 年金保険料の免除 ……………

| 事業名 | 内 容 | 対 象 | お申込み先 |
|--------------------------------|---|--|--|
| 産前産後期間 保険料免除 | 国民年金に加入されている方が妊娠された時、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。 | 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方 なお、出産予定日の6か月前から届出ができます。 | 区役所 地域振興課国民年金係 ☎5662-0574 江戸川年金事務所 ☎3652-5106 区民課・各事務所保険年金係 [P66] |
| 厚生年金に加入されている方は、お勤め先にお問い合わせください | | | |

2 赤ちゃんが生まれたら

各種サービスや周りの人にサポートしてもらいながら、ゆっくりのんびり子育てライフを楽しみましょう。

1 出産費用の助成など ……………

| 事業名 | 内 容 | 対 象 | お問合せ先 |
|---------|--|--|---|
| 出産育児一時金 | 国民健康保険に加入されている方が出産したとき、世帯主に出産育児一時金（42万円）が支給されます。医療機関へ直接支払う「直接支払制度」又は「受取代理制度」を希望される場合は、出産される医療機関にご相談ください。（実施していない医療機関もあります） | 国民健康保険に加入されている方 （他の健康保険に加入している方は、加入している健康保険にお問合せください） | 区役所区民課・各事務所の保険年金係 [P66] |
| 入院助産 | 分べんを予定しているが、経済的にその費用を支払うことが困難な方が助産を受ける制度です。事前の申請が必要で、分べんは指定病院に限られます。 | 生活保護世帯 住民税非課税世帯 | 健康サービス課 健康サービス係 ☎5661-2466 （江戸川保健所内） |

2 出生届

- 提出場所** …区役所区民課・各事務所の戸籍住民係 [P66]
- 届出期間** …生まれた日から14日以内（国外で生まれたときは3か月以内）
- 届出地** …★父母の本籍地 ★届出人の住所地 ★出産をした場所 のいずれかの区市町村
- 届出人** …①父または母、もしくは父母 ②同居者 ③出産に立ち会った医師 ④助産師
※届出人は原則として①にあたる方です。届出人が署名押印したあと届書を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。

添付書類・注意事項（江戸川区に提出する場合）

- 添付書類** …★出生証明書（医師・助産師が出生届の出生証明書欄に記入・押印したもの）
★母子健康手帳（区市町村の窓口で交付）
- 印鑑** …届出人の印

※子の名に用いる文字は、ひらがな・カタカナ・常用漢字および人名用漢字です。

3 地域子育て見守り訪問

地域子育て見守り訪問は、4か月までの赤ちゃんがいるご自宅へ地域の子育て見守り員がお伺いし、子育て支援に関する情報をお届けします。

4 新生児訪問

| 事業名 | 内 容 | お問合せ先 |
|-------|--|---|
| 新生児訪問 | 新生児訪問は、4か月までの赤ちゃんのご自宅へ助産師や保健師がお伺いし、赤ちゃんの成長や保育、お母さんの体調、育児に関する悩みや不安などについてご相談をお受けしています。母子健康手帳に綴られている「新生児訪問等相談申請票」を投函してください。 | 健康サービス課 健康サービス係 ☎5661-2466 (江戸川保健所内) |

5 0歳児家庭サポート事業「よちよち応援隊」

0歳児を養育する家庭に家事支援サービスを提供することで、家事育児の負担感を軽減し、子どもとの大切な時間を笑顔で過ごせるよう応援する事業です。

- 利用対象** …江戸川区内に居住し、保育サービス（※）を利用していない、0歳児のいる家庭
※認可保育所、認定子ども園、認証保育所、保育ママ、地域型保育施設、企業主導型保育施設（一時預かりは除く）
- 利用料金** …無料（所得制限等はありません）
- 利用時間** …1回2時間以上、合計利用上限14時間まで
- 利用内容** …①食事の支度 ②簡易な室内清掃 ③育児の補助 ④通院の同行等
※子どもの預かりは行いません。
- お問合せ先** …株式会社パソナライフケア 0120-646-634
児童女性課成長支援係 ☎5662-5039



6 産後ケア（通所型）事業

区が委託する産科医療機関で1日、体を休めながら助産師から授乳や育児の相談が受けられます。

- 対象** …出産後、家族等からの援助が得にくい、心身の不調や育児不安のあるお母さんと生後4か月未満の赤ちゃん。
- 場所** …東京臨海病院、まつしま病院
- 利用時間** …午前10時から午後3時まで
- 利用料** …2,000円（昼食込）※減免制度あり
- 申し込み方法** …予約開始日の朝9時から電話で予約の受付をします。

※予約開始日・利用方法等、詳しくは区ホームページをご覧ください。

【問合せ】中央健康サポートセンター ☎5661-2467

7 健診・予防接種など

乳幼児の健康診査は実施時期にあわせてご案内をお送りしています。

| 健診名 | 実施時期(健診案内の通知時期) | 健診会場 | 備考 |
|---------------------|--------------------------|------------|---|
| 新生児聴覚検査 | 生後50日まで | 指定医療機関 | 妊娠届出時に受診票をお渡しします。 |
| 乳児健康診査 | 3～4か月の頃 (3か月に達する月の下旬) | 健康サポートセンター | 封書でご案内を送付します。 問診・計測・内科健診・個別相談 (育児・栄養) |
| 6、9か月児健康診査 | 6か月及び9か月の頃 | 指定医療機関 | 乳児健康診査のとき、受診票をお渡しします。 |
| 歯育て教室 (7か月児歯科相談) | 7か月頃 | 健康サポートセンター | 乳児健診時にご案内を配布します。 申込み制 |



| 健診名 | 実施時期(健診案内の通知時期) | 健診会場 | 備考 |
|--------------------------|----------------------------|-----------------|---|
| 歯ッピー教室 (1歳児歯科相談) | 1歳2か月の頃 (1歳1か月に達する月の下旬) | 健康サポートセンター | ハガキで通知します。 ※歯科医師による健診ではありません。 |
| 1歳6か月児健康診査 | 1歳6か月の頃 (1歳5か月に達する月の下旬) | 江戸川区内 指定医療機関 | 受診票とご案内を一緒に封書で送付します。 なるべく先に内科健診を受診してください。 歯科健診では個別相談 (育児・栄養・心理)も実施しています。 |
| 1歳6か月児歯科健康診査 | 1歳7か月の頃 (1歳5か月に達する月の下旬) | 健康サポートセンター | ハガキで通知します。 ※歯科医師による健診ではありません。 |
| 歯ウソー教室 (2歳児歯科相談) | 2歳1か月の頃 (2歳に達する月の下旬) | | ハガキで通知します。 歯科健診・相談 |
| 2歳6か月児歯科健康診査 | 2歳7か月の頃 (2歳6か月に達する月の下旬) | | 封書でご案内を送付します。 問診・計測・内科・歯科・個別相談 (育児・栄養・心理) |
| 3歳児健康診査 3歳児 歯科健康診査 | 3歳1か月の頃 (3歳に達する月の下旬) | | |

お子さんの予防接種予診票は、標準的な接種時期にあわせて送付します。

| 定期予防接種 | 法定接種年齢 | 標準的な接種時期 | 接種会場 |
|-----------------------------|--|----------------------------|--------|
| Hib (ヒブ) 初回 (インフルエンザ菌b型) | 生後2か月の前日～5歳の前日 | 生後2か月～7か月に至るまで | 指定医療機関 |
| Hib (ヒブ) 追加 (インフルエンザ菌b型) | | 初回終了後 7か月～13か月の間隔をおく | |
| 小児用肺炎球菌初回 | 1歳の前日まで | 生後2か月～7か月に至るまで | |
| 小児用肺炎球菌追加 | | 生後12か月～15か月に至るまで | |
| B型肝炎(3回接種) | 1歳の前日まで | 生後2か月～9か月に至るまで | |
| BCG(結核) | | 生後5か月～8か月の間 | |
| 4種混合(DPT-IPV) I期初回(3回接種) | 生後3か月の前日～7歳6か月の前日 | 生後3か月～1歳に至るまで | |
| 4種混合(DPT-IPV) I期追加 | | 初回3回終了後 12か月～18か月の間隔をおく | |
| DTⅡ期 (ジフテリア・破傷風) | 11歳の前日～13歳の前々日 | 11歳～12歳に至るまで | |
| MR(麻しん・風しん) I期 | 1歳の前日～2歳の前日 | | |
| MR(麻しん・風しん) II期 | 5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間 (年長児の4月1日～翌年3月31日) | | |
| 水痘(1回目) | 1歳の前日～3歳の前日 | 生後12か月～15か月に至るまで | |
| 水痘(2回目) | | 1回目終了後 6か月～12か月の間隔をおく | |
| 日本脳炎I期初回 (2回接種) | 生後6か月の前日～7歳6か月の前日 | 3歳～4歳に至るまで | |
| 日本脳炎I期追加 | | 4歳～5歳に至るまで | |
| 日本脳炎II期 | 9歳の前日～13歳の前々日 | 9歳～10歳に至るまで | |

⑧ 子育て費用の助成など

★手当（申請が必要です）

| | | | |
|--|--|---|-------------------------------------|
| 乳児養育手当  | 0歳児を養育している家庭に支給します。（所得制限あり） | 1人月額13,000円 ※毎月支給 | 児童女性課 手当助成係 ☎5662-0082 |
| 児童手当  | 中学校修了前（15歳に達する年度の末日まで）の児童を養育している保護者の方に支給します。（所得制限あり） | 0～3歳未満 15,000円 | |
| | ※所得制限額以上の方には、一律5,000円を支給します。 ※2月・6月・10月支給 | 3～12歳（第1・2子） 10,000円 （第3子以降） 15,000円 | |
| | | 中学生 10,000円 | |

ようこそ赤ちゃん

★医療費の助成

| | | |
|------------------------|---|--|
| 子ども医療費助成 | 中学校修了前（15歳に達する年度の末日まで）のお子さんが健康保険証を使って医療機関にかかった場合、健康保険の自己負担分を助成します。ただし、入院時の食事療養費は一旦自己負担し、後日還付請求することで助成します。（所得制限なし） <難病・小児慢性等の医療費助成優先> | 児童女性課 医療費助成係 ☎5662-8578 |
| 難病医療費助成 | 指定難病と診断された場合、認定された特定疾病にかかる健康保険の自己負担分の一部または全部を助成します。 | 保健予防課 庶務係 ☎5661-2464 （江戸川保健所内） |
| 小児慢性特定疾病の医療費助成 | 18歳未満で認定された特定疾病にかかる健康保険の自己負担分の一部または全部を助成します。 | |
| 小児精神障害者入院医療費助成 | 18歳未満で対象となる精神疾患の入院治療にかかる健康保険の自己負担分を助成します。 | |
| 自立支援医療（精神通院医療） | 精神疾患で通院治療を受けている方の医療費の自己負担分を軽減します。（患者負担原則1割） | 保健予防課 精神保健係 ☎5661-2465 （江戸川保健所内） |
| 大気汚染による疾病の医療費助成 | 気管支ぜん息など大気汚染の影響による疾病にかかる医療費のうち健康保険を適用した後の自己負担分を助成します。 18歳未満対象：気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ | 健康推進課 がん予防・事業係 （公害担当） ☎5662-1414 |
| 自立支援医療（育成医療） | 18歳未満で手術により回復が見込まれる機能障害を有する方の医療費の一部を給付します。 ※収入により利用できない場合があります。 | 健康サービス課 健康サービス係 ☎5661-2466 （江戸川保健所内） |
| 未熟児養育医療 | 指定医療機関の医師が入院養育を認めた出生時2,000g以下等の乳児の保護者に対し、費用の一部または全部を助成します。 | |

★ひとり親家庭の方への支援

| | | | |
|------------------|--|---|------------------------------------|
| 児童育成手当 | 離婚・死亡などにより父親または母親と生計が別（単なる別居を除く）の児童や、父親または母親に重度の障害がある児童（18歳の年度末まで）を養育している方が対象です。（所得制限あり） | 1人月額 13,000円 ※2・6・10月支給 | |
| 児童扶養手当 | 離婚・死亡などで父親または母親と生計が別（単なる別居を除く）、または父親もしくは母親に重度の障害がある児童（18歳の年度末まで）の父親・母親・養育者が対象です。（所得制限あり） | 1人目月額 42,910円～10,120円 2人目月額 10,140円～5,070円 3人目以降月額 6,080円～3,040円 ※4・8・11月以降は奇数月に支給 | 児童女性課 援護係 ☎5662-1259 |
| ひとり親家庭等医療費助成 | 母子家庭・父子家庭などの親や高校生などが、病院などで保険診療を受けたときに支払う医療費の自己負担分を一部助成します。（所得制限あり） | | |
| ひとり親相談室すずらん | ひとり親家庭の多様な支援ニーズに対応するため、子育てや生活から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じます。 | | ひとり親相談室 すずらん ☎6638-8085 |
| 母子福祉生活一時資金 | 災害・疾病等により一時的に生活費が不足した場合15万円を限度に無利子で貸付けます。（3か月以上区内に居住している20歳未満の児童を扶養している母子家庭の方が対象） | | |
| 東京都母子及び父子福祉資金 | 修学・就労支援等12種の用途別に無利子または1.0%の利子で貸付けます。（6か月以上都内に居住している20歳未満の児童を扶養している母子及び父子家庭の方が対象） | | 子ども家庭支援センター 自立支援係 ☎6231-8150 |
| 母子生活支援施設 | 子どもの養育や生活上のいろいろな問題をかかえている母子家庭のために、自立して安定した生活が営めるよう支援する施設です。所得により一部負担金があります。（子の年齢制限があります） | | |
| ひとり親家庭ホームヘルプサービス | 義務教育終了前の児童を扶養しているひとり親家庭で、傷病や就職活動等により一時的に家事や育児に支障が生じたとき、ホームヘルパーを派遣します。所得により一部負担金があります。 | | |

★障害のあるお子さんへの支援

| | | | |
|--------------|--|------------------------------------|-------------------------------|
| 特別児童扶養手当 | 重い障害をもつ20歳未満の方を扶養している保護者の方に支給します。（所得制限等あり） | 月額52,200円 または34,770円 | |
| 障害児福祉手当 | 身体または知的（精神）に重度の障害を持つ20歳未満の方に支給します。（所得制限等あり） | 月額14,790円 | |
| 心身障害者福祉手当 | 愛の手帳4度…………… 身障手帳3・4級…………… 区指定の難病の方…………… 上記の金額を支給します。（所得制限等あり） | 月額15,000円 月額5,000円 月額12,000円 | 障害者福祉課 自立援助係 ☎5662-0062 |
| 児童育成手当（障害手当） | 身障手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ・進行性筋萎縮症の障害を有する20歳未満の方を扶養している保護者の方に支給します。（所得制限等あり） | 月額15,000円 | |
| 重度心身障害者手当 | 心身に重い障害を有し、日常生活において常時複雑な介護を必要とする方に支給します。（所得制限等あり） | 月額60,000円 | |

ようこそ赤ちゃん